

イスラエルの英語教育

広島大学大学院

竹中龍範

I 概観

1. 言語的背景

イスラエルでは人口の約60%がヘブライ語を話し、アラビア語話者は人口の25%以下となっている。教授言語としては一般にヘブライ語が用いられており、アラビア語は必要があればカリキュラムに組み入れてもよいことになっている(8: 170)。また、イスラエルは1948年5月14日に国家を樹立したが、それ以降世界各地からの移民が増加し、従って言語事情も複雑で、ヘブライ語が公用語となつてはいるものの、東ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、アメリカからの移民の間ではドイツ語と混交したイディッシュ語、南アメリカやスペインからの移民の間ではスペイン語と混交したラディノ語が多く用いられている。

独立以前はイギリスの委任統治下にあり、英語も3つの公用語のひとつとされていたが、独立後は公用語ではなくなった。公文書はヘブライ語で書かれるのが普通であるが、英語の使用も許されている。例えば *Transactions of the Knesset* (国会議事録) は各章の標題のみに英語が用いられている(2: 12)。しかし、一般に英語はよく用いられている。

2. 教育的背景

イスラエルの教育制度は1949年の義務教育法と1953年の教育法とによって確立したが、1969年には義務教育法の改正が行われ、学校制度の改革とともに、義務教育期間が延長され、5歳から16歳までとなった。また、公立学校における教育は無償となっている。

中等学校は学術 (Academic)、技術 (Technical)、農業 (Agricultural) という形態に分かれ、また、学術、技術コースを包括した総合制 (Comprehensive) 学校も数が多い(7: 2)。中等学校の最終学年では大学への入学資格をとるための Bagrut 試験が行われる。

多くの学校は英語、数学、ヘブライ語について Streaming と呼ばれる能力別編成をとっており、他の学校では混合編成が行われているが、成績不振の生徒については放課後の補習などの考慮がなされている。

II 教育内容・方法

1. 英語の位置

イスラエルにおいては英語の必要性についての議論はあり得ないという。小さな国であるイスラエルでは世界語としての英語を学習するのは極く当然のことであると考えられており、唯一の問題はその学習をいつ開始するかということである。これについては、まず母国語であるヘブライ語を習得してから、英語学習を始めるべきであると考えられており、一般科目の授業を英語で教えたり、英語で書かれた教科書を用いるということは認められていない(1: 3-4)。

歴史的に見ると、イギリス統治下の時代にはイギリスに対する反撓から英語の学習を拒否するというようなこともあったが、今日では英語を植民地支配の象徴と考える風潮もなく、また、1967年の6日戦争以後は特にアメリカの影響を強く受けるようになって英語の使用も大きく変

化してきており(9: 140-141) , 1971年においては英語の学習率が初等学校では56.0% , 中等学校では84.5%となっている。

2. 教育課程

イスラエルでは1968年度に教育改革が実施され、凡ての学校で第5学年(10才)のカリキュラムに英語が週3時間の必修科目として導入された(4: 274)。これにより英語教育はイギリス統治下における状況に復したわけである。

英語教育の目標は全世界の人々とコミュニケーションができるようにならせることと、言語一般に対する関心を喚起し、母国語に対するより深い洞察を得させることにある(7: 3-4)。このため4技能の熟達为基础におかれ、communicative competence の養成がめざされている。これは1973年に現行の communication-proficiency カリキュラムがそれ以前の文学的色彩の濃いカリキュラムに取って代わった後強調されている方向である(6: 47)。従って、教材の選択、段階づけ、提示や教授法、教室活動の基準となるものはそれが communicative competence に結びつくかどうかというところにおかれている。また、第2番目の目標、すなわち、言語一般への関心、母国語への洞察ということについても、言語学のコースを課するというでもなく、組織的な翻訳を行うということでもない。あくまでもコミュニケーション重視の授業の中で外国語と母国語との間の類推などにより付随的に指導されるのである。

過当りの授業時数については下表の通りであるが、第4学年での導入は約50%実施されており、また、中等学校上級部では表の下に付した注のようになっている。

レベル	初 等 学 校			中 等 学 校					
				中 間 部			上 級 部		
学 年	(4)	5	6	7	8	9	10	11	12
年 齢	(9)	10	11	12	13	14	15	16	17
週 当 り 時 間 数	(2)	3	4	4	4	4	*	*	*

〔注〕 中等学校上級部

Bagrut 試験上級受験者	_____	5
Bagrut 試験中級受験者	_____	4
Gemer (中等教育修了)試験受験者	} _____	3以下
無試験		

さらに、レベルごとに具体目標が定められており、例えば語句、文法構造をとりあげてみると、初等学校では600語、基本的な56文法構造、中等学校中間部ではさらに900語、51文法構造が加わり、上級部では全体として3,000語を習得するようになっている。また、各技能についてもレベルごとに指導法が定められており、中等学校上級部では読解がそれまでのレベルより重視されるが、これは下学年において Oral Approach によって指導されていることを前提としている(7: 5-7)。

一方、新しいシラバスでは教科間の統合が求められており、例えば歴史や科学の教師と協力してそれらの分野の英語版テキストを英語の時間に読んだりすることが進められている(5: 39)。

3. 教科書、教材など

教科書は教育文化省の認可したものをを用いることになっており、つぎのような種類がある。

初等学校および中等学校中間部

English by Television course

English for Speakers of Hebrew series

Living English series

English is Fun series

Izzy Smart series

中等学校上級部

English for Speakers of Hebrew series

English in Context

このうち、*English by Television* はテレビの定期放送と付属教科書から成っている。*English for Speakers of Hebrew* は最も広い学年範囲をカバーするもので、第1巻～第12巻が第4学年から第9学年まで使われ、その中には第7、8学年の学業不振児クラス用の第7、8巻、Bagrut試験受験者用に語学と文学を含む上級用テキストが含まれている。また、*English is Fun* および *Izzy Smart* は第7、8学年の学業最不振児用のコースである。これらの教科書に対し、多読用に使う補助教材については何ら制約が課されていない(7: 11-12)。

中等学校上級部から大学にかけての読み物教材は、シラバスの改革を経てそれまでの文学的色彩の強いものから次のような選定基準によるものへと変わった。すなわち、

- (i) テキストは標準現代英語(英語、米語を問わない)で書かれていて、知的、文学的、文化的価値をもつと同時に言語学習の場面を与えるものであること、
 - (ii) テキストは文学作品(劇、詩、短編小説)からばかりでなく、ジャーナリズムや技術的、社会学的素材などのノンフィクションからもとること、
- というものである(5: 39)。この方針は Gefen (1978) でも述べられており、文学重視からコミュニケーション重視へと方向が変わっている。

4. 教授法

初等学校および中等学校中間部では Oral Approach が用いられており、新出項目は口頭により導入され、読み書きは口頭訓練によって既知となったものについて行われる。また、中等学校中間部高学年および上級部では口頭訓練なしで読みの作業を行うことが許されているが、その際は読みの前か後にクラスでその読み物について討論することになっている(7: 8)。読み書きは通例3～4カ月の口頭訓練の後に導入されるが、その時期については個々の教師の判断に委ねられている(4: 277)。

一般には Modified Audio-Lingual Approach が推奨されている。これはコントロール付きの文型練習から認知力による文法規則の内化を通して言語の創造的使用に致らしめるということを重ねたものである(7: 8-9)。Regberg (1967) は直接教授法による指導法を説いたものであるが、現行のシラバスと照らし合わせるとやや古いようである。

5. 教員養成

多くの教員養成カレッジには英語教員養成コースが設けられており、そこでは初等学校および中等学校中間部の教員が養成されている。また、いくつかのカレッジは学位(B.Ed.)を出すことが最近認められ、この学位をもった者は第10学年まで教えられる。また、全ての大学の教育学部には教員養成課程に英語科が設けられており、英語と他教科との二重専攻の者は第10学年まで、英語の単一専攻者は第12学年まで、それぞれ教えることのできる資格を与えられる。さらに、初等学校その他教科の教師でも英語熟達度および英語教授法の試験に合格すれば英語教

師の資格が得られる (7: 12)。

一方、現職教育については、無資格教師の場合（一般科目の資格しか有しない者および英語国からの移民で教員資格を有してはいるが英語教育の訓練を受けていない者）、各週のミーティングと夏期集中講座からなるコースが設けられており、有資格教師の場合、言語学、教授法、文学の再訓練が視学官、大学、英語教育計画センターの協力により行われている。これについてはブリティッシュ・カウンシルが協力的であり、また、教員の海外研修もよく行われている (4: 276)。

Ⅲ 考 察

イスラエルでは英語教育の目的など議論の対象にもならないということであるが、なぜ英語を学ぶのかということが論議的となり、一方では目的論は不毛だとする声も出ているわが国の場合、イスラエルに学ぶべきものがあるように思われる。日本の英語教育の成果については方法論等の問題であり、学業不振児の取り扱いにしてもイスラエルではそれ自体がカリキュラムに取り込まれ、その方法に問題があるとは報告されていない。英語を植民地支配のシンボルとして学習を拒否した年代の人々が、今ではそれを後悔しているという。世界語としての英語を受け入れ、且つ母国語習得の大切さも忘れていない。Lewis and Massad (1975) のデータに見る限り、イスラエルの英語教育の成果は決して低くない。もちろん、わが国の場合とは異なる状況もあるが、EFL の国として参考にすべき点は多い。

最後に、貴重な資料を提供頂いたイスラエル教育文化省主任英語視学官 Mr. Raphael Gefen にこの場を借りて謝意を表したい。

引用・参考文献

1. Bamberger, J.D. (1967) Foreword to Regberg (1967: 3-7).
2. Conrad, A.W. and J.A. Fishman (1977) "English as a World Language: The Evidence," Fishman, *et al.* (eds.) (1977: 3-76).
3. Fishman, J.A., R.L. Cooper, and A.W. Conrad (eds.) (1977) *The Spread of English: The Sociology of English as an Additional Language.* (Newbury House).
4. Gefen, R. (1969) "The Teaching of English in the Schools of Israel," *ELT*, 23, 3, 274-279.
5. _____ (1974) "A New Orientation for English Teaching in Israel," *AVLJ*, 12, 1, 39-40.
6. _____ (1978) "Secondary-School English in Israel," (A letter to the editor of *ETF*), *ETF*, 16, 4, 46-47.
7. _____ (1979) "Teaching English in Israel Schools," (Mimeo.).
8. Lewis, E.G. and C.E. Massad (1975) *The Teaching of English as a Foreign Language in Ten Countries.* (Almqvist & Wiksell).
9. Nadel, E. and J.A. Fishman (1977) "English in Israel: A Socio-linguistic Study," Fishman, *et al.* (eds.) (1977: 137-167).
10. Regberg, R.M. (1967) *English as a Second Language (The First Foreign Language): A Practical Guide for Teachers.* (Publishing-House of the Teachers' Union in Israel).